

予算内款内各項金額流用に関する件

昭和二十八年度本町、歳出予算内款内各項の金額は左記科目につき町長に於てこれを流用することができる

記

- 議会費、役場費、土不費、教育費、社会及労働施設費、保健衛生費、
- 産業経済費、財産費、統計調査費、選挙費、諸支出金

昭和二十八年十二月二十日提出

三朝町長 坂出 雅



昭和廿八年十二月廿八日

議長 天野 廉三

